

プレママ(妊婦)教室のお知らせ

妊娠から授乳期は、お母さんと赤ちゃんの健やかな発育にとって、とても大切な時期です。そこで、この時期に望ましい生活習慣や食生活が実践できるよう、妊婦さん仲間と一緒に楽しく学んでみませんか？

◎教室の内容(2回で1コース) 1回目

○助産師による講話「妊娠中～産後の体と心の変化、あっぱいのお手入れについて」

○助産師による沐浴人形のこととおむつ交換体験

○栄養士による講話「元気な赤ちゃんを産むための食事について」

2回目

○調理実習と試食「妊婦さんのヘルシーメニュー・離乳食」

※銅やまなみ館は調理実習施設がないため、献立の作成を行う予定です。

○保健師による講話「妊婦さんに対する市のサービスや制度について」
対象者：妊婦さんと、そのご家族
持ち物：母子健康手帳と手帳交付時に配布した冊子「あなたの食事はだいじょうぶ？」 ※2回目は、材料

日程・場所	1回目		2回目		会場	定員
	午後1時30分～3時30分	午前10時～午後1時	午後1時30分～3時30分	午前10時～午後1時		
①	6月4日(金)	6月22日(火)	6月4日(金)	6月22日(火)	今市保健福祉センター	25名
②	7月22日(木)	8月3日(火)	7月22日(木)	8月3日(火)	銅やまなみ館	20名
③	8月8日(日)	8月29日(日)	8月8日(日)	8月29日(日)	今市保健福祉センター	25名
④	8月6日(金)	8月31日(火)	8月6日(金)	8月31日(火)	栗山保健センター	20名
⑤	9月13日(月)	10月5日(火)	9月13日(月)	10月5日(火)	日光福祉保健センター	20名
⑥	10月1日(金)	10月22日(金)	10月1日(金)	10月22日(金)	湯西川公民館	20名
⑦	11月9日(火)	11月30日(火)	11月9日(火)	11月30日(火)	藤原保健センター	20名
⑧	12月5日(日)	12月19日(日)	12月5日(日)	12月19日(日)	今市保健福祉センター	25名
⑨	平成23年3月1日(火)	平成23年3月29日(火)	平成23年3月1日(火)	平成23年3月29日(火)	今市保健福祉センター	25名

※受付は、開始時間の15分前からです。

費(500円)、エプロン、三角巾を持参
申込方法：実施日の1週間前までに健康課へ電話(申込みに変更がある場合もご連絡ください)
くわしくは 健康課 母子健康係(今市保健福祉センター内)
☎(21)2756

国勢調査の調査員を募集します

10月1日に全国で国勢調査が実施されます。日光市では、約3万7,000世帯、約9万3,000人が調査の対象となり、調査員としてご協力いただく方が約450人必要となります。そこで、国勢調査の調査員として従事していただける方を募集します。

◆応募要件

○市内に在住する20歳以上で、責任を持って調査事務のできる健康な方。

○調査上の秘密を守れる方。

○警察・選挙・税務事務に従事していない方。

◆任命期間
9月6日～11月5日(予定)
※任命期間中は、非常勤の国家公務員となります。

◆仕事内容
○調査員事務説明会への出席(9月上旬～中旬のうち1回)
○調査票の配布(9月下旬)や回収(10月上旬～下旬)など

※今回から封入提出(調査票を封筒に入れて提出する)となるため、調査票の点検作業はありません。

◆報酬
担当調査区により、約4万円～7

万円支払われます。
※報酬額は国の基準によります。
◆応募からの流れ
応募された方は、国勢調査登録調査員名簿に登録され、お住まいの地域を考慮して市から依頼します。応募多数の際は、任命されない場合がありますのでご了承ください。
◆応募方法
5月31日(月)までに、総合政策課統計係へ電話
くわしくは
総合政策課 統計係 ☎(30)2051



「コミュニティ」助成事業

防災資機材を整備しました。

(財)自治総合センターでは、市町村やコミュニティ組織に対して宝くじの売上金の一部を助成する事業を行っています。この助成事業は、コミュニティの健全な発展と自治宝くじの普及広報を目的としています。

市ではこの助成を受け、自主防災会の結成年度の古い順に防災資機材の更新をしています。今年度は、南小来川、宮小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原地区の自主防災会に、テントや発電機、三角バケツ、消火器、二連梯子などの防災資機材を整備しました。

皆さんで大切に使用し、地域の防災力を高めましょう。
くわしくは
総務課 行政係
☎(21)5130



道路への倒木や枝の落下など… 樹木の管理にご注意ください

所有している樹木が、道路上に倒れたり、枝を落としたりして、通行人がけが、または車が破損した場合、相手から民法の不法行為による損害賠償を請求されることがあります。

歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、所有する樹木が倒木となる恐れがある場合や、枝が道路に張り出している場合は、伐採または枝払いをお願いいたします。

なお、道路法では次の行為が禁止されています。
■道路を損傷したり、汚損したりする行為
■道路上に土石や竹木などを積み上げるなど、道路の通行を



妨げる行為
※強風や大雨・降雪時には特にご注意ください。
くわしくは
国道・県道について
県日光土木事務所 保全部 ☎(53)1221
市道について
今市地域…維持管理課 ☎(21)5160
日光地域…⑩産業建設課 ☎(54)1114
藤原地域…⑨産業建設課 ☎(76)4107
足尾地域…⑨産業建設課 ☎(93)3117
栗山地域…⑨産業建設課 ☎(97)1133